

令和8年度 愛荘町地域産業魅力向上等支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 愛荘町地域産業魅力向上等支援業務委託

2 業務の目的

本事業は、町内事業者等が地域資源を活用した観光コンテンツ（商品・体験プログラム等）を企画・開発できる体制づくりを支援するとともに、地域の「稼ぐ力」を高める新たな地域産業の創出を図ることを目的とする。また、事業者や地域人材、若者が企画・開発・情報発信に主体的に参画することで、シビックプライドの醸成や関係人口の創出・拡大につなげるものとする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託上限額

1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 履行場所

愛荘町内

6 業務内容

- (1) 観光コンテンツ創出セミナーの実施
- (2) 実践ワークショップの実施
- (3) 個別伴走支援
- (4) 若者インターン
- (5) 事業効果の検証

7 業務の詳細

(1) 観光コンテンツ創出セミナーの実施

商品および体験コンテンツの開発や改良、販路拡大に関する専門知識を有する者を招聘し、参加者がコンテンツ開発に取り組む前に市場構造やトレンドを理解することで、開発の成功率を向上させる最初のステップとなるようなセミナーを1回以上実施すること。

(2) 実践ワークショップの実施

事業者に対して、販売戦略を見据えた観光コンテンツ（商品・体験プログラム等）

を開発するためのワークショップを1回以上実施すること。ワークショップを通じて、ブレインストーミング等でアイデアを抽出・整理し、ターゲット、提供価値、販売価格等を検討することで、事業化が見込まれる企画案の創出を図ること。

(3) 個別伴走支援

ワークショップで生まれた企画を次年度以降に具現化するために個別支援をハンズオンで行うこと（5事業所以上）。また、伴走支援の希望者が多数の場合は、支援者を選定するための審査の場を設けること。ターゲット、市場性、販売方法、概算収支等を整理した実行計画書を作成し、次年度以降の事業化につなげること。

(4) 若者インターンの活用

観光コンテンツ（商品・体験プログラム等）の企画提案、モニター、SNS等による情報発信など地域の若者が関わることができる仕組みを構築すること。

(5) 事業効果の検証

今回実施した業務の効果検証を行ため、以下の業務を行う。

- ・目標値の設定

本業務により想定する目標数値を設定すること。

- ・事業効果の検証

目標値の達成状況を検証するとともに、参加者アンケート等を実施し、本事業の効果および課題を整理し、次年度以降に向けた改善提案を行うこと。

8 追加提案

本仕様書に定める委託業務の他、本事業の目的達成に資する独自提案がある場合は、委託上限額の範囲内で、その根拠とともに追加提案すること。

9 打ち合わせ・協議

方針・業務内容・スケジュール等打ち合わせを行い、打ち合わせ記録を作成し、町へ提出すること。※原則として愛荘町内で実施する。

10 実績報告について

受注者は、各業務終了後（個別伴走支援については、各回終了後）、内容などについて文書で速やかに報告するとともに、全ての業務履行完了後、委託業務実施報告として、本業務を通じて実施した支援内容（セミナー資料、ワークショップ資料、伴走支援記録、写真データ、作成した企画書、若者参加状況一覧等）と成果をまとめて提出すること。なお、提出書類は以下のとおりとする。

- ・委託業務届出書類一式
- ・効果検証結果およびアンケート調査書類
- ・収支報告書、支出内容がわかる書類一式
- ・チラシ等のデータ

- ・ イベント開催時の運営写真

1 1 再委託の禁止

本業務について、一括して第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、本町と協議の上、許諾を得ることにより、委託業務の一部を委託することができるものとする。

1 2 情報セキュリティの確保

本業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行うこと。

1 3 個人情報の保護・秘密の保持

- (1) 本業務の履行に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たって、直接または間接に知り得た全ての情報について、外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。なお、この契約が終了、または解除された後も同様とする。

1 4 その他

- (1) 委託業務内容については、仕様書に基づく内容を基本とし、受託者選定時に提案した内容を遵守の上、実施すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項または仕様書に疑義がある場合は、本町と協議の上、これを定めること。また、協議後は受注者が協議録を作成し、発注者に提出すること。
- (3) 支払は精算払を基本とする。委託業務に要した経費が委託料の額に満たないときは精算額をもって委託料とする。
- (4) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し解決すること。
- (5) 本委託業務にかかる成果物の著作権は、すべて愛荘町に帰属する。
- (6) 本委託業務の実施に当たっては、関係する諸法令規則を遵守すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合については、必要に応じて当事者間で協議してこれを定めるものとする。

1 5 問い合わせ先

愛荘町商工観光課（愛荘町役場本庁舎 1 階） 担当：浦部・北村

〒529-1380

住 所：滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

電 話：0 7 4 9－4 2－8 0 1 7

F A X：0 7 4 9－4 2－6 0 9 0

E-mail：shoko@town.aisho.lg.jp